

## 徳島市中心市街地活性化推進本部設置要綱

### (設置目的)

第1条 本市における喫緊の重要課題である中心市街地の活性化及び音楽・芸術ホールの整備に関し、推進方策の検討を行うため、徳島市中心市街地活性化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、第一副市長及び第二副市長をもって充てる。

4 本部員は、企画政策局長、総務部長、財政部長、市民環境部長、経済部長及び都市整備部長をもって充てる。

### (職務)

第3条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した順位により、その職務を代行する。

### (会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

### (外部有識者会議)

第5条 推進本部は、第1条に定める推進方策の検討にあたり、専門的見地から意見を求めるため、次の各号に掲げる外部有識者会議を置く。

(1) 徳島市中心市街地活性化有識者会議

(2) 徳島市音楽・芸術ホール整備推進有識者会議

### (庶務)

第6条 推進本部に関する庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

## 「中心市街地活性化」有識者会議 委員名簿

- 石 井 一 (徳島商工会議所 専務理事)
- 奥 嶋 政 嗣 (徳島大学 准教授)
- 加 渡 いづみ (四国大学短期大学部 准教授)
- 北 島 誠 祐 (一般社団法人徳島青年会議所 副理事長)
- 小 西 誠 一 (一般社団法人徳島県建築士事務所協会 会長)
- 中 村 英 雄 (特定非営利活動法人新町川を守る会 理事長)
- 林 容 子 (徳島市農業協同組合 女性部長)
- 元 木 秀 章 (公益財団法人徳島経済研究所 上席研究員)
- 森 浦 源 泰 (徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長)
- 山 本 逸 平 (株式会社JTB中国四国 徳島支店長)

※ 敬称略、五十音順

## 「音楽・芸術ホール整備推進」有識者会議 委員名簿

浅 香 寿 穂	(徳島県演劇協会 顧問)
生 駒 元	(徳島交響楽団 専務理事)
大 谷 博	(公益財団法人徳島経済研究所 上席研究員)
田 村 典 子	(四国大学生生活科学部 教授)
林 茂 樹	(徳島市都市デザイン委員会 会長)
檜 千 尋	(一般社団法人現代舞踊協会 四国支部長)
細 束 真由美	(特定非営利活動法人阿波グローバルネット 副代表理事兼事務局長)
村 崎 正 人	(徳島文理大学 理事長)
森 恵 子	(公益財団法人阿波人形浄瑠璃振興会 会長)
山 中 英 生	(徳島大学理工学部 教授)
吉 森 章 夫	(徳島県音楽協会 会長)

※ 敬称略、五十音順